

新潟工科大学における個人情報の利用に係る内規

令和6年11月18日制定

(目的)

第1条 この内規は、学校法人新潟工科大学個人情報保護規程第8条第3項に定める個人情報の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用目的)

第2条 個人情報保護規程第2条第1項第1号に定める学生等の個人情報は、次の各号に利用する目的で取得する。

- (1) 学籍管理、履修・成績管理、学籍異動管理
- (2) 学生証その他の各種証明書及び学位記の発行
- (3) 図書館等本学研究教育施設、学内システムの利用登録及び利用管理、提供サービスに係る連絡
- (4) 授業・履修・卒業等に関する重要な各種通知・連絡・掲示
- (5) 授業・試験等の円滑な運営
- (6) 学生・海外派遣留学・海外語学研修に関する支援及び派遣先・留学先・研修先への必要情報の提供
- (7) 学生生活・カウンセリング対応・課外活動支援、健康管理
- (8) 就職活動・進学等の支援
- (9) 卒業後の各種案内送付
- (10) 本学から保護者等連絡先への講義出欠状況・学業成績の提供
- (11) 本人及び保護者等連絡先へのお知らせ・お願い
- (12) 奨学事業を行う団体への必要情報の提供、奨学金管理
- (13) 学費情報管理、口座情報管理、授業料等の債権管理
- (14) その他学生等の修学に係る業務上必要な諸手続、諸連絡

2 個人情報保護規程第2条第1項第2号に定める教職員等の個人情報は、次の各号に利用する目的で取得する。

- (1) 人事・雇用管理、労務・勤怠管理、給与管理
- (2) 福利厚生、健康管理
- (3) 図書館等本学研究教育施設、学内システムの利用登録及び利用管理、提供サービスに係る連絡
- (4) 教育研究活動及び本学の管理・運営に係る業務
- (5) その他教職員等の業務上必要な諸手続、諸連絡

3 個人情報保護規程第2条第1項第3号に定める保証人等の個人情報は、次の各号に利用する目的で取得する。

- (1) 後援会・同窓会への必要情報の提供
- (2) 学納金に係る納入・引落しの連絡、未納の場合の督促連絡

(3) 成績表送付

(4) その他学生等の修学に係る業務上必要な諸手続、諸連絡

(改廃)

第3条 この内規の改廃は、個人情報保護委員会の議を経て、常務会が行うものとする。

附 則（令和6年11月18日制定）

この内規は令和6年11月26日から施行する。